

健発1126第2号  
令和3年11月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

#### 記

#### 1 改正の概要

- (1) ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種について、令和3年11月12日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会での議論を踏まえ、子宮頸がんに対する予防効果に関する記述の削除を行うもの。
- (2) 「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日付け健発0614第1号厚生労働省健康局長通知）の廃止に伴い、関連する記述の削除を行うもの。

#### 2 施行期日

令和3年11月26日